

【光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムおよび気分障害（うつ症状）検査入院パッケージについて】

Q 今の診断や治療に納得いきませんか。

A かかりつけの先生へご相談いただくか、セカンドオピニオンが適切と思われますが、現在のところ当院では気分障害や統合失調症のセカンドオピニオン外来は開設していません。

Q 睡眠検査入院プログラムは治療効果があるのでしょうか。

A 検査入院ですので、治療効果は期待できません。

Q 病気の証明をしてもらえますか。

A 病気の経過によっても診断が変わることがあり、検査入院プログラムでは病気の証明はしかねます。かかりつけの先生にご相談ください。

Q 17歳ですが、大丈夫でしょうか。

A 光トポグラフィー検査は16歳から70歳までを対象としています。20歳未満の場合、代諾者（両親など）の同意が必要です。

Q 日本語が話せれば大丈夫ですか。

A 現時点では母国語が日本語の方限定とさせていただいています。

【予約について】

Q 予約はいつから受け付けていますか。

A 随時受け付けています。予約は先着順になります。

Q 通院をしていないのですが、予約はとれますか。

A 紹介状が必須になります。まずは、お近くの精神科クリニックで光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムの必要性についてご相談ください。

【紹介状について】

Q 紹介状を持っていません。光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムで入院することはできませんか。

A 紹介状は必須とさせていただいております。

Q 紹介状があれば必ず光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムで入院できますか。

A ご希望するすべての方がご入院できるとは限りません。初回外来時に精神科医師が適応を判断いたします。

病状や状態によっては入院を見合わせるという結果になる可能性があります。

Q 紹介状の有効期限はあるのでしょうか。

A 病状や処方内容が変化することもありますので、書類をお送りいただくときにかかりつけの先生へ記載を依頼してください。

Q 初回外来の当日に紹介状がなくても大丈夫でしょうか。

A やむを得ず当日までに紹介状を取り寄せられない場合は、検査結果をかかりつけの先生へお送りできませんので、後日紹介状をお送りください。

【初回外来について】

Q そのまま入院できますか。

A 光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムおよび気分障害（うつ症状）検査入院パッケージの適応があればそのままご入院となります。

Q 入院の適応ではないと言われました。費用はどうなりますか。

A 外来での問診の際の初診料がかかります。

Q 入院の適応ではないと言われました。どうしても検査をしたいのですが。

A 申し訳ございませんが適応ではないので入院はできません。

【入院中について】

Q 入院中に外泊はできますか？

A 1泊2日もしくは6泊7日のプログラムをご用意しておりますのでお控えください。

Q 退院を延ばすことはできますか？

A 検査入院ですので、延長しての入院継続は行っておりません。

Q 処方进行调整してください。

A 検査入院中はおかかりつけの先生から処方された薬物治療を継続していただきます。短期間の検査入院という性格上、当院では原則として処方調整はいたしません。

Q お薬はどうしたら良いですか。

A おかかりつけの先生から処方されたお薬をお持ちください。

Q たばこは吸えますか。

A センター内は健康推進のため敷地内禁煙となっています。たばこやライターの持ち込みはご遠慮いただいています。

Q 携帯電話は使用できますか。

A 使用できますが、入院患者様のプライバシー保護のため携帯電話のカメラの使用はできません。

Q お部屋は大部屋ですか。

A 全室個室となっています。

Q アメニティーはどうなっていますか。

A お部屋にはシャワーとトイレがあります。タオルやシャンプー・リンス・石鹸・お着替えなどは、初回外来時ご持参ください。

Q ノートパソコンは持ち込みできますか。

A お部屋にテレビもございますが、ノートパソコン、ラジオ、携帯音楽プレーヤーを持ち込むことができます。カメラやビデオの持ち込みはご遠慮ください。なお、盗難や故障などの責任は一切負いかねます。

【その他】

Q その後、いつ病院に来たらよいのでしょうか。

A 光トポグラフィー、睡眠検査入院プログラムは2日間、気分障害（うつ症状）検査入院パッケージは7日間で終了します。再度お越しいただく必要はありません。

Q これからの治療はどうしたらよいのでしょうか。

A 報告書をもとに、かかりつけの先生（紹介医）とご相談ください。

Q 外来通院したいのですが。

A 検査入院終了後は紹介元のクリニックなどで治療を継続していただきます。当院での検査入院からの継続治療は行いません。

【光トポグラフィーについて】

Q 保険診療の対象となる疾病を教えてください。

A 保険診療による光トポグラフィー検査は、『うつ病として治療を受けており、治療抵抗性であり、統合失調症・双極性障害が疑われる症状を呈すること等により、うつ病と統合失調症又は双極性障害との鑑別が必要な』患者様に限定して許可されています。脳器質的疾患に起因するうつ症状（たとえば脳梗塞後の抑うつ）の患者様は対象外となりますので、現在のかかりつけの先生などに対象となる疾病であるかご確認ください。

Q 光トポグラフィー検査には治療効果があるのでしょうか。

A 検査を行うことで病状が改善することはありません。

Q この検査で診断が自動的に分かるのですか。

A 光トポグラフィー検査は診断を自動判定するものではありません。

Q 光トポグラフィー検査で診断を証明してほしいのですが。

A 光トポグラフィー検査は、精神疾患の有無を確定したり、診断を証明することには使用できません。

Q 光トポグラフィー検査の結果が正しいのでしょうか。

A 光トポグラフィー検査はあくまで診断の補助として参考にするものです。診断が決定するものではありません。

Q 光トポグラフィー検査の精度はどの程度なのでしょうか。

A これまでの報告では6~8割程度の割合で臨床診断と検査結果が一致していました。

【費用について】

Q 光トポグラフィー検査に健康保険は使えますか。

A 保険診療の対象となる疾病の場合使用できます。